

おとしよりの医療

●おとしよりは老人保健で

70歳（寝たきりの人は65歳）以上の人は、すべて「老人保健制度」によって診療をうけます。これは、国保の被保険者だけでなく職場の健康保険の被保険者や扶養家族すべてに適用されます。ただし、加入している医療保険の資格はそのまま残されます。

(1) 診療のうけ方

診療を受ける場合は必ず、保険証と町から交付された健康手帳（医療受給者証）を医療機関の窓口に出します。

(2) 医療費

おとしよりの医療費は、平成7年度から、総理府調査による「消費者物価指数」にスライドして、毎年変動することになります。それまでは次のように医療費（一部負担金）を支払います。一部負担金とは、かかった医療費のうち、患者が負担する分のことです。

① 外来受診の場合	1ヵ月（月の1日から末日までの受診）、一つの病院、診療所に次の一部負担金を支払います。
	現行 平成7年4月1日から

1ヵ月	1,000円	消費者物価指数にスライドして変動
-----	--------	------------------

② 入院の場合	入院期間中ずっと、1日について次の一部負担金を支払います。ただし、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者は1日300円を2ヵ月だけ支払います。
	現行 平成7年4月1日から

1日	700円	消費者物価指数にスライドして変動
----	------	------------------

(3) 健康手帳

70歳（寝たきりの人は65歳）以上の人は、町へ届出て、健康手帳（医療受給者証）の交付をうけます。この手帳には健康審査記録や健康の保持増進に必要な事項が記載されています。

(4) 寝たきりの人

65歳を過ぎて寝たきりになった人が老人保健の適用をうけるためには、国民年金証書、身体障害者手帳または医師の診断書に保険証を添え、申請をして認定をうける必要があります。

別表1

老人保健地区別診療状況

行政区名	被保険者数	診療件数	費用額	受診率	1件当たり費用額	1件当たり費用額	行政区名	被保険者数	診療件数	費用額	受診率	1件当たり費用額	1件当たり費用額
篠本一区	31	60	1,116,190	193.5	18,603	24	小川台	43	46	718,070	115.0	15,610	29
〃 二区	56	51	1,832,980	91.1	35,941	6	台	28	17	268,770	60.7	15,810	28
〃 三区	55	56	1,850,700	101.8	33,049	8	傍示戸	29	32	1,255,900	110.3	39,247	4
新井	44	54	1,663,830	122.7	30,812	10	富下	25	29	767,100	116.0	26,452	14
宝米	56	66	1,731,040	117.9	26,228	15	虫生	24	14	1,088,510	58.3	77,751	1
二又	38	43	1,035,520	121.1	24,082	20	小田部	31	30	685,170	96.8	22,839	22
日吉地区計	280	330	9,230,260	117.9	21,910		母子	19	26	662,580	136.8	25,484	17
橋場	173	266	8,263,060	153.8	31,064	9	芝崎	50	47	1,281,510	94.0	27,266	12
桑郷	22	9	97,470	40.9	10,830	32	南条地区計	249	241	6,727,610	96.8	27,915	
西高野	18	19	843,820	105.6	44,412	2	五ノ神	21	30	845,670	142.9	28,189	11
谷中	63	73	2,834,060	115.9	38,823	5	長塚	70	75	1,653,540	107.1	22,047	23
古屋	49	29	462,220	59.2	15,939	26	木戸	54	53	1,332,440	98.1	25,140	19
宮内	44	26	393,810	59.1	15,147	30	辻	50	48	1,242,540	96.0	25,886	16
入	27	19	300,800	70.4	15,832	27	尾垂五区	19	28	337,770	147.4	12,063	31
作間内	55	52	895,310	94.6	17,218	25	〃 六区	94	95	2,575,810	101.1	27,114	13
篠原	43	51	1,210,960	118.6	23,744	21	白磯	159	161	5,550,100	101.3	34,473	7
原方	35	42	1,065,870	120.0	25,378	18	関	55	55	2,239,740	100.0	40,723	3
東陽地区計	529	586	16,367,380	110.8	27,931		白浜地区計	522	545	15,777,610	104.4	28,950	
							町全体	1,580	1,702	48,102,860	107.7	28,263	



5月診療分 1件当たり費用額は 28,263円

平成5年5月診療分では、被保険者1,580人で1,702件の診療を受けています。これは、1ヶ月に1人平均1.1回診療を受けたことになり、これらにかかった費用額は48,103千円で1件当たりでは28,268円となっています。

別表1で行政区別に5月診療分の状況を掲載してありますが、1件当たり費用額は行政区によってかなりのバラツキもあり疾病内容によっても大きく変わってきています。

普段から健康には十分気をつけて明るい毎日を送ってください。

骨髄バンクを知る 県民の集い

日時 1月16日(日) 午後1時30分～4時
 会場 サンベデックホール (JR津田沼駅南口前) ☎0474 (781) 3911
 内容 「骨髄移植と骨髄バンクについて」講演 「ガンバリの人生」元世界ジュニアミドル級チャンピオン 輪島功